

食品衛生法第18条第1項の規定に基づく乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正に係る食品健康影響評価について（ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂の追加）

1. 経緯

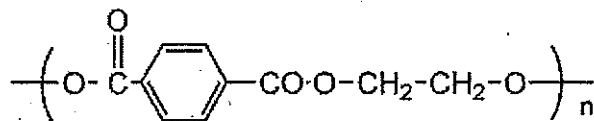
乳及び乳製品の容器包装に関しては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）により規格基準が定められており、乳等※についてはポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂の規格基準が設定されておらず、現在容器包装へのその使用は認められていない。

今般、関係業界団体より、当該合成樹脂を乳等に使用できる容器包装として追加することについて要請がなされたことから、食品衛生法に基づく規格基準の設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

※乳等：牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム

2. ポリエチレンテレフタレート(Polyethylene terephthalate, PET)

熱可塑性ポリエステルの一つであり、テレフタル酸又はそのジメチルエステルとエチレングリコールの縮重合物。強靱性、耐薬品性、透明性に優れ、繊維、フィルム、食品用途では中空成形容器（飲用ボトル等）やトレイ等に使用されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において乳等の容器包装に使用できるポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂の規格基準の設定について検討する。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)抜粋

第18条

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

② 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)抜粋

第1条

乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）～（中略）～法第18条第1項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準並びに法第19条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この省令の定めるところによる。

ただし、～（中略）～添加物の成分規格及び製造等の方法の基準並びに器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造の方法の基準については、この省令に定めるもののほか、規則及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の定めるところによる。

第3条

乳等に関し、～（中略）～法第18条第1項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準については、別表に定めるところによる。

別表(合成樹脂製容器包装部分及び合成樹脂加工紙製容器包装に係る部分のみ抜粋)

四 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

(一) (省略)

(二) 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

- (1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

1 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装（ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂、ナイロン又はポリプロピレン（以下この号において「合成樹脂」という。）を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）、合成樹脂加工紙製容器包装（ポリエチレン加工紙又はエチレン・1-アルケン共重合樹脂加工紙（以下この号において「合成樹脂加工紙」という。）を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）、金属缶（クリームの容器として使用するものに限る。以下この号において同じ。）又は組合せ容器包装（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあつては合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いる容器包装、クリームにあつては合成樹脂、合成樹脂加工紙又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）であつて、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。

a (省略)

b 合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装は、次の条件に適合するものであること。

A (省略)

B 内容物に直接接触する部分は、ポリエチレン又はエチレン・1-アルケン共重合樹脂であること。

(以下略)